

建築物における駐車施設の附置等について

1. 附置義務駐車場とは

駐車場法に基づき決められた「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 昭和46年9月施行」(以下附置義務条例という。)により市街化区域内に一定規模以上の建築物の新増築の際は、義務として整備される駐車場について届出が必要です。(市様式がございます。)

ただし、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせないと認められる建築物については、駐車場を附置する必要がありません。(同条例第3条第3項)

2. 附置義務条例の概要について

建築敷地の 用途地域(過半)	建築物の種類	附置義務駐車台数 <u>※小数点以下切上げ</u>
商業地域・ 近隣商業地域	特定用途 (店舗・事務所等)	$(\text{延床面積} - 1,500 \text{ m}^2) \div 200 \text{ m}^2/\text{台}$
	非特定用途 (住宅等)	$(\text{延床面積} - 3,000 \text{ m}^2) \div 300 \text{ m}^2/\text{台}$
	特定用途(A)と 非特定用途(B)の併用	$(A \text{ 延床面積} + B \text{ 延床面積} \times 2/3 - 1,500 \text{ m}^2) \div 200 \text{ m}^2/\text{台}$
その他の 用途地域	特定用途 (店舗・事務所等)	$(\text{延床面積} - 3,000 \text{ m}^2) \div 300 \text{ m}^2/\text{台}$
	非特定用途 (住宅等)	該当なし
	特定用途(A)と 非特定用途(B)の併用	$(A \text{ 延床面積} - 3,000 \text{ m}^2) \div 300 \text{ m}^2/\text{台}$

※条例における延床面積は、建築物の実延床面積から建築物内の駐車場の用に供する部分（車路等の面積を含む）を除いた面積となります。

※住宅の用に供する目的で行う建築行為等については、「千葉市宅地開発指導要綱」においても駐車施設の設置基準を定めておりますので、該当する場合はこちらも確認をお願いします。

3. 特定用途の建築

自動車の駐車需要を生じさせる程度の大きい建物で、具体的には以下のとおりです。

(駐車場施行令第18条)

○劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場

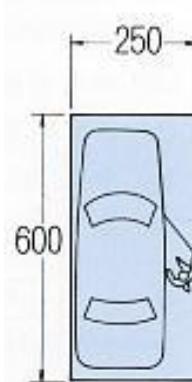
4. 駐車施設の技術的基準

駐車施設の計画査定にあたっては、以下の基準にご注意ください。

①駐車施設の規模（同条例6条）

駐車マスは、普通乗用自動車の幾何構造寸法を基に車体と他の自動車や壁・柱とのクリアバランス及びドアの開閉寸法を考慮し、幅員2.5m以上、奥行き6.0m以上必要です。

ただし、自動車が有効かつ安全に駐車することができると市長が認めた機械式駐車（駐車場法施行令第15条の規定による認定を得たもの）は適用されません。



②車路の幅員（同条例第6条）

車路は幅員5.5m以上、ただし一方通行においては幅員3.5m以上必要です。

③その他

出入り口の位置や構造及び駐車施設の構造については、建築基準法等の関係法令及び基準、「駐車場法の構造及び設備の基準」についてなどを十分留意の上、ご計画ください。

5. その他

①「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に該当する建築物を建築する場合には、建築確認申請前に交通政策課へ駐車施設附置届出書の届出が必要です。

②駐車施設の附置届出の受理後に建築計画に変更が生じた場合には、速やかに交通政策課へご連ください。